

原子力災害対策の状況

1. 福島第一原子力発電所等の状況について
 - (1) 福島第一原子力発電所の状況と見通し
 - (2) 福島原発収束に向けた道筋
 - (3) 福島第一原子力発電所におけるモニタリング結果
 - (4) 20 km以遠のモニタリング結果

2. 被災者等の状況について
 - (1) 避難指示及び屋内待避区域の避難者数等
 - (2) 20—30 km圏内のインフラの回復状況
 - (3) 原災法に基づく食品に関する指示の実績

3. 原子力被災者生活支援について
 - (1) 原子力災害被災者支援の体制強化について
 - (2) 原子力被災者生活支援チームと被災者生活支援特別対策本部との連携
 - (3) 原子力被災者自治体との連絡通報体制の強化
 - (4) 原子力事故による経済被害対応本部について

1. 福島第一原子力発電所等の状況について

福島第一原子力発電所の状況と見通し

福島第一原子力発電所事故については、安定化に向けた最大限の努力が続けられているが、依然として予断を許さない状況が続いている。

1～4号機の状況

- 炉心（1～3号機）については、冷却のための注水用電動ポンプを外部電源に切り替え、注水を継続中。
- 万が一にも爆発することのないよう、リスクを最大限低下させるため、格納容器に窒素を封入する作業を実施中（1号機）。
- 使用済燃料プールについては、コンクリートポンプ車（1、3、4号機）と配管（2号機）による注水を実施。
- 外部電源に関しては、中央操作室の照明が回復。引き続き、機器、計器、冷却系等の健全性の確認作業を継続中。
- タービン建屋内の滞留水については、集中廃棄物処理施設や復水器への移送に向けた作業を実施中。これに関して、高濃度の放射性排水を貯蔵する場所を確保するため、やむをえない措置として、低濃度の放射性排水を海洋へ放出。
- 2号機取水口付近のピット（立坑）から高濃度の放射性排水が海に漏えい。ピット周辺に開けた穴から凝固剤（水ガラス）を注入し、止水。引き続き、漏えい対策を実施中。

5・6号機の状況

- 5、6号機については、冷温停止状態。

今後の作業

- 電源やポンプ等の機器の復旧による冷温停止状態の実現。
 - 溜まり水の除去・外部流出の抑制（海への流出防止等）。
 - 放射性汚染物質の放出低減対策（大気中への放出防止等）。
 - 汚染されたがれきの除去。
- 4月17日、東京電力が、今後の中長期的なロードマップとなる「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」を公表。保安院としては、今後、定期的にこの道筋のフォローアップを行い、作業の進捗の確認を行うと同時に、必要な安全性をチェックしていく。

福島原発収束に向けた道筋

ステップ1
(3か月程度)

ステップ2
(今から6～9か月程度)

目標

放射線量が着実に減少

放出が管理され、大幅に抑制

原子炉

安定的に冷却
(水で満たす)

冷温停止状態

燃料プール

安定的に冷却

水位の安定(遠隔操作)

汚染水

外部流出の防止

汚染水の処理・減少

汚染した大気・
土壌

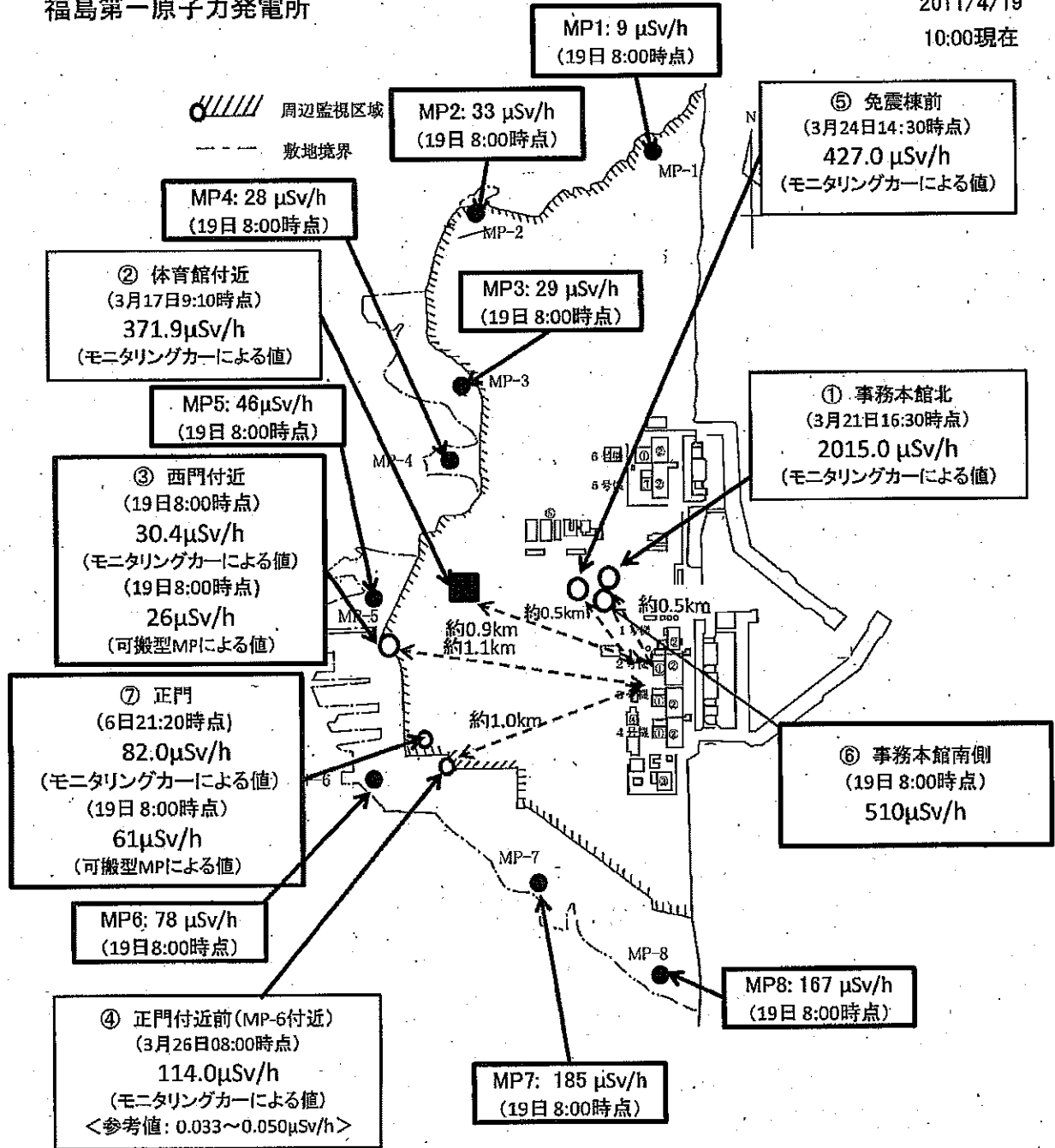
飛散の防止

建物全体を覆う

福島第一原子力発電所

2011/4/19

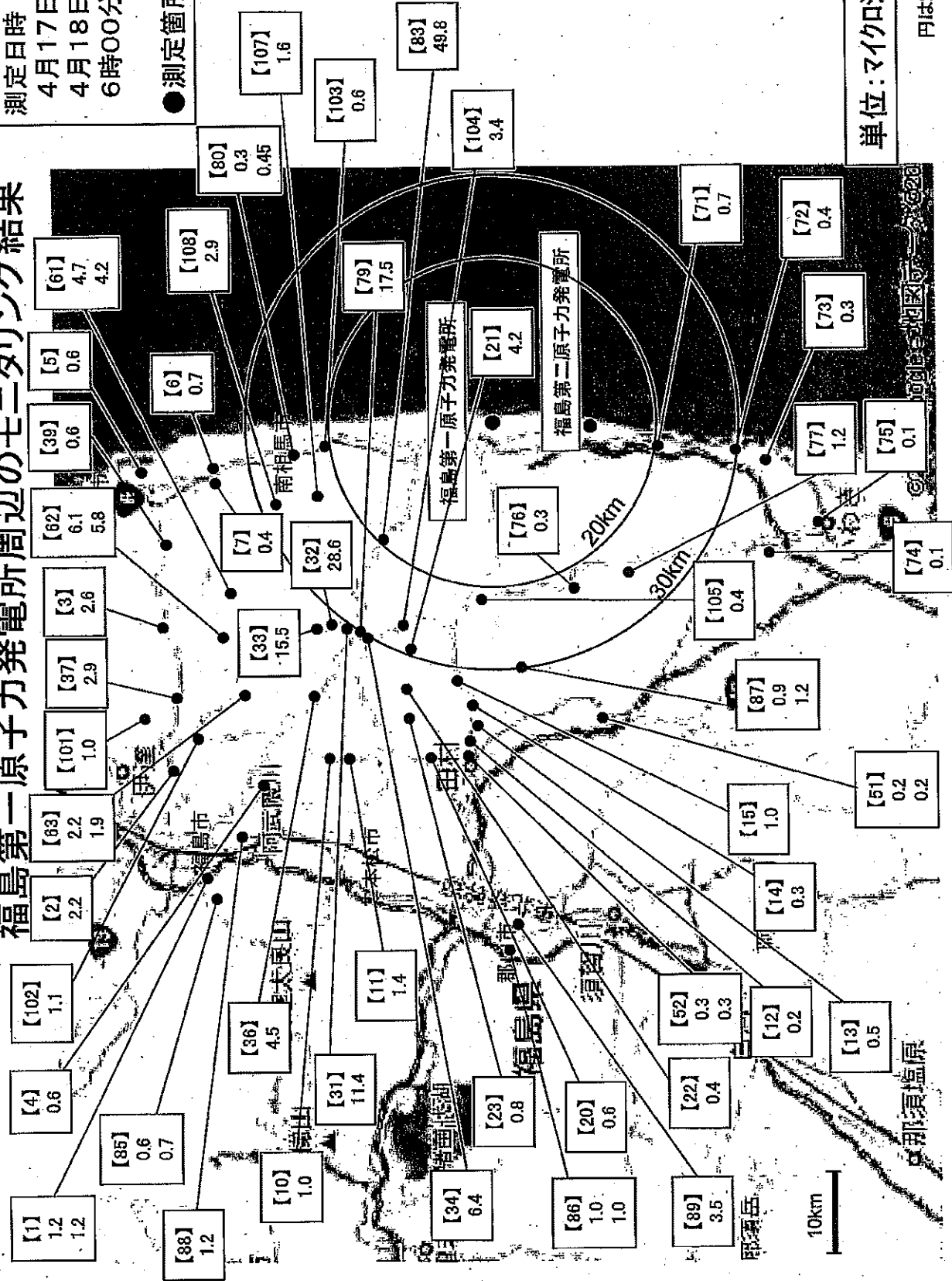
10:00現在



福島第一原子力発電所周辺のモニタリング結果

測定日時
 4月17日 17時00分
 4月18日 6時00分～17時00分

●測定箇所

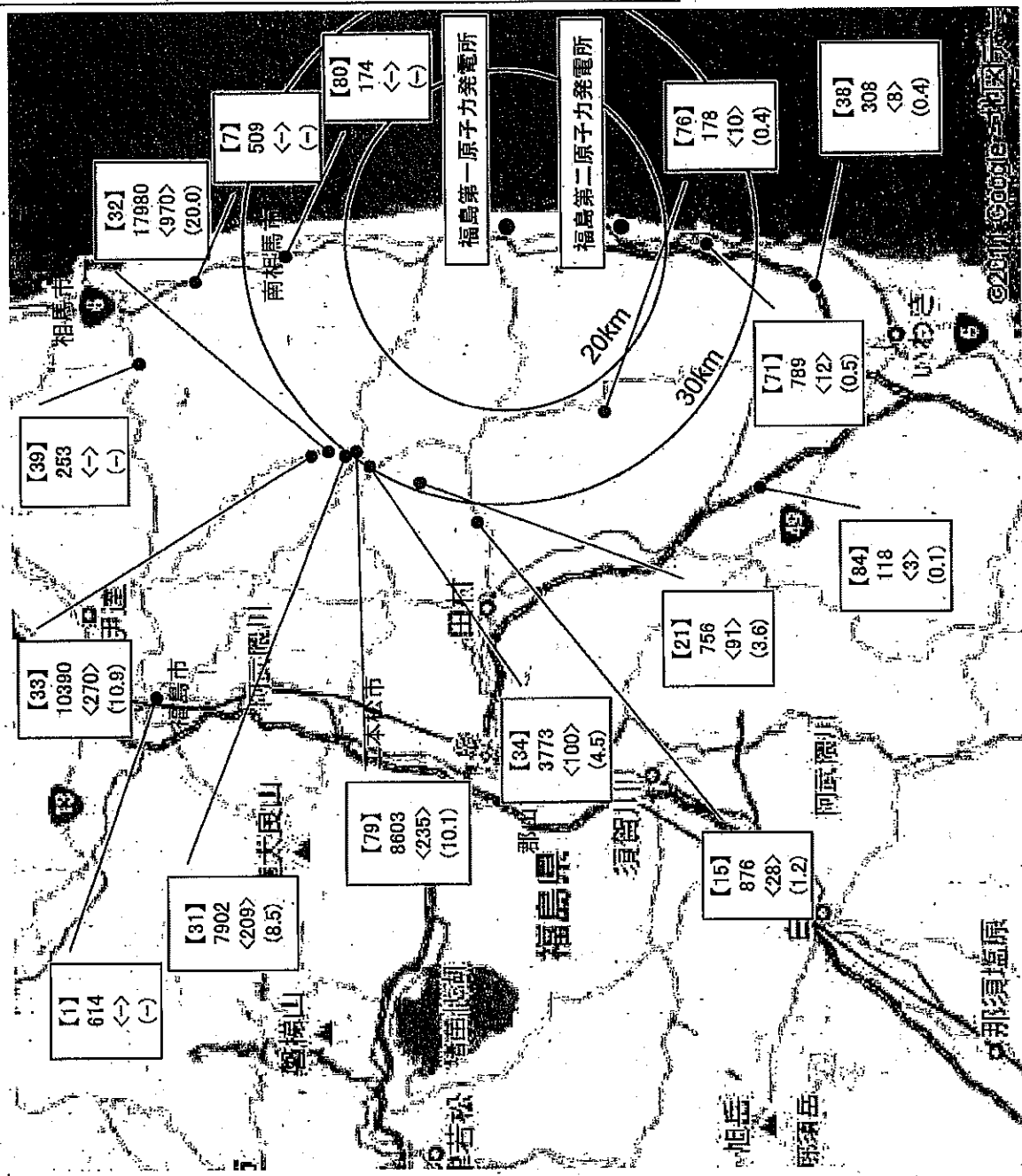


単位:マイクロシーベルト毎時

円は範囲の概略を示す

10km

福島第一原子力発電所周辺の積算線量結果



測定日時

- ・3月23日～4月17日
(測定エリア: 31, 33, 34)
- ・3月23日～4月15日, 4月17日
(測定エリア: 32)
- ・3月23日～4月13日, 4月15日～4月16日
(測定エリア: 7)
- ・3月23日～4月11日, 4月14日～4月17日
(測定エリア: 79)
- ・3月23日～28日, 4月3日～4月17日
(測定エリア: 71)
- ・3月24日～4月16日
(測定エリア: 1)
- ・3月24日～4月11日, 4月13日～4月17日
(測定エリア: 15)
- ・3月25日～4月1日, 4月3日～4月17日
(測定エリア: 84)
- ・3月31日～4月1日, 4月3日～4月17日
(測定エリア: 38)
- ・4月1日～4月13日, 4月16日
(測定エリア: 39)
- ・4月2日～4月11日, 4月13日～4月17日
(測定エリア: 76)
- ・4月3日～4月13日, 4月15日～4月16日
(測定エリア: 80)
- ・4月8日～4月12日, 4月13日～4月17日
(測定エリア: 21)

●測定箇所

(凡例)

【ポイント番号】

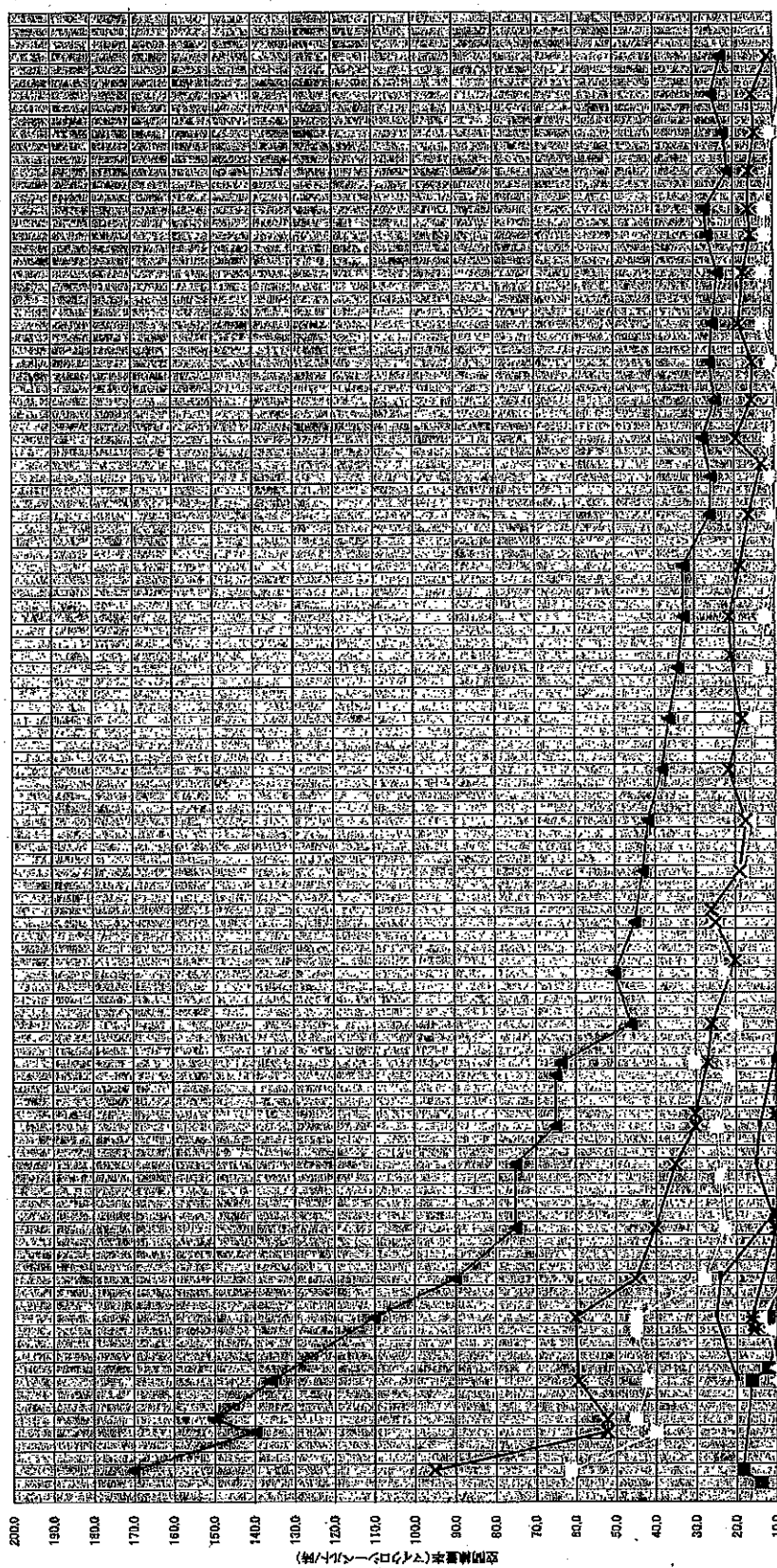
積算線量※

<前回取得日時からの増加量>
(1時間当たりの平均線量)

※積算線量については、各測定開始から4月17日までの約9日間～25日間の積算である。

単位: マイクロシーベルト
(マイクロシーベルト/時)

福島第一原子力発電所の20km以遠のモニタリング結果の推移



注:測定子午が区分された4時間内に複数ある場合は、最大値をプロットしている。
注:本グラフでは、10マイクロシーベルト/時以上のデータのみ表示している。

測定日時(日時)

3月17日(08時~12時) 3月17日(12時~16時) 3月17日(16時~20時) 3月18日(08時~12時) 3月18日(12時~16時) 3月18日(16時~20時) 3月19日(08時~12時) 3月19日(12時~16時) 3月19日(16時~20時) 3月20日(08時~12時) 3月20日(12時~16時) 3月20日(16時~20時) 3月21日(08時~12時) 3月21日(12時~16時) 3月21日(16時~20時) 3月22日(08時~12時) 3月22日(12時~16時) 3月22日(16時~20時) 3月23日(08時~12時) 3月23日(12時~16時) 3月23日(16時~20時) 3月24日(08時~12時) 3月24日(12時~16時) 3月24日(16時~20時) 3月25日(08時~12時) 3月25日(12時~16時) 3月25日(16時~20時) 3月26日(08時~12時) 3月26日(12時~16時) 3月26日(16時~20時) 3月27日(08時~12時) 3月27日(12時~16時) 3月27日(16時~20時) 3月28日(08時~12時) 3月28日(12時~16時) 3月28日(16時~20時) 3月29日(08時~12時) 3月29日(12時~16時) 3月29日(16時~20時) 3月30日(08時~12時) 3月30日(12時~16時) 3月30日(16時~20時) 3月31日(08時~12時) 3月31日(12時~16時) 3月31日(16時~20時) 4月1日(08時~12時) 4月1日(12時~16時) 4月1日(16時~20時) 4月2日(08時~12時) 4月2日(12時~16時) 4月2日(16時~20時) 4月3日(08時~12時) 4月3日(12時~16時) 4月3日(16時~20時) 4月4日(08時~12時) 4月4日(12時~16時) 4月4日(16時~20時) 4月5日(08時~12時) 4月5日(12時~16時) 4月5日(16時~20時) 4月6日(08時~12時) 4月6日(12時~16時) 4月6日(16時~20時) 4月7日(08時~12時) 4月7日(12時~16時) 4月7日(16時~20時) 4月8日(08時~12時) 4月8日(12時~16時) 4月8日(16時~20時) 4月9日(08時~12時) 4月9日(12時~16時) 4月9日(16時~20時) 4月10日(08時~12時) 4月10日(12時~16時) 4月10日(16時~20時) 4月11日(08時~12時) 4月11日(12時~16時) 4月11日(16時~20時) 4月12日(08時~12時) 4月12日(12時~16時) 4月12日(16時~20時) 4月13日(08時~12時) 4月13日(12時~16時) 4月13日(16時~20時) 4月14日(08時~12時) 4月14日(12時~16時) 4月14日(16時~20時) 4月15日(08時~12時) 4月15日(12時~16時) 4月15日(16時~20時) 4月16日(08時~12時) 4月16日(12時~16時) 4月16日(16時~20時) 4月17日(08時~12時) 4月17日(12時~16時) 4月17日(16時~20時)

(注)文部科学省、日本原子力研究開発機構、原子力安全技術センターによる測定結果を記載

2. 被災者等の状況について

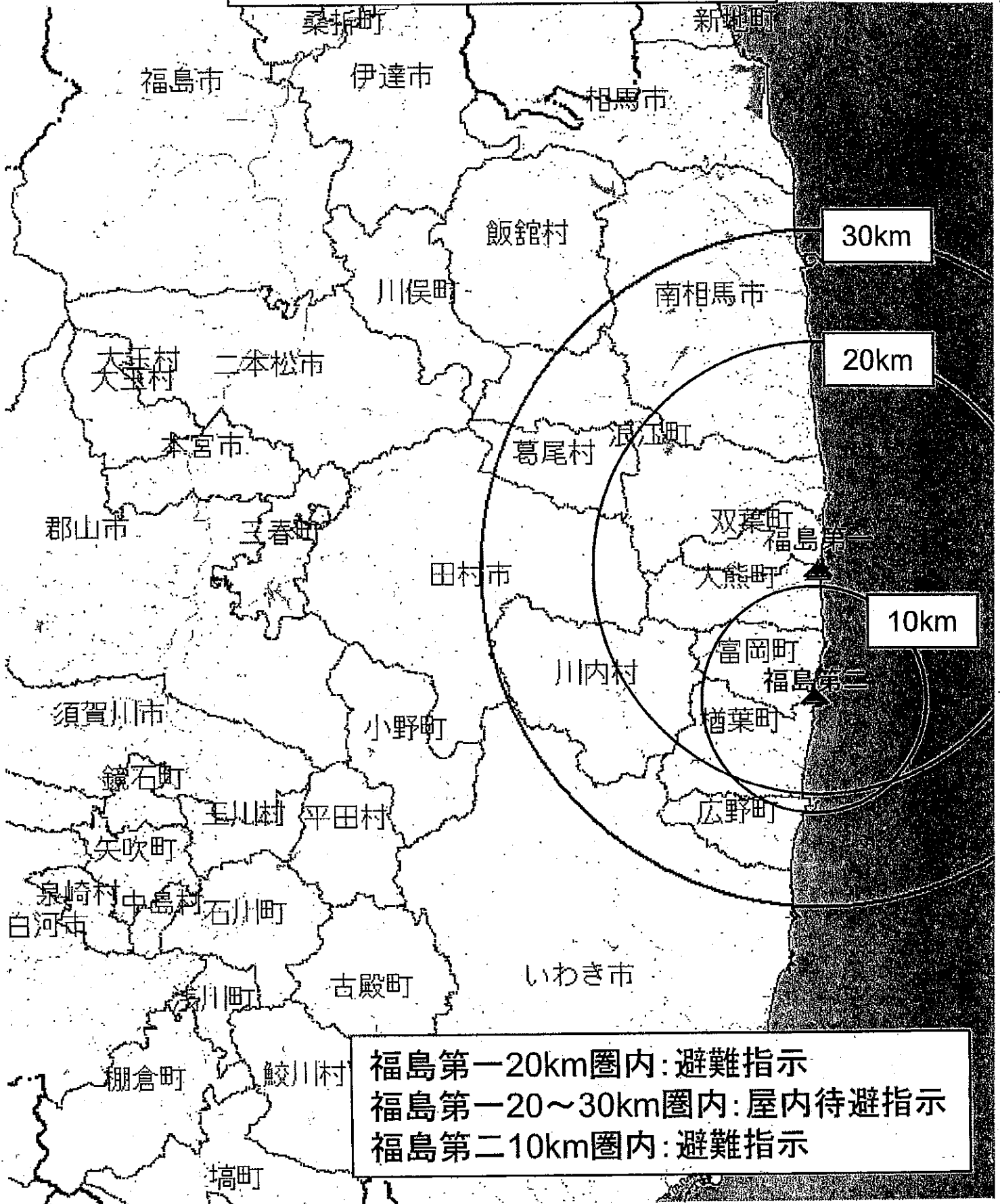
避難指示及び屋内待避区域の人口、残留者数及び避難者数

市町村名	総人口(人) (H22国勢調査速報)	0~20km圏 人口(人)	20~30km圏 人口(人)	(残留者数) (人) (4/13現在)	30km圏外 人口(人)	避難者数(人)※1 (4/13現在)
田村市	約 40,400	約 600	約 3,200	約 1,200	約 36,600	2,997
南相馬市	約 70,900	約 14,300	約 47,400	約 30,000	約 9,200	5,713
広野町	約 5,400	約 200	約 5,200	約 110	0	5,000
楢葉町	約 7,700	約 7,700	6	0	0	7,800
富岡町 (全域20km圏内)	約 16,000	約 16,000	0	—	0	15,480
川内村	約 2,800	約 1,100	約 1,700	約 130	0	2,997
大熊町 (全域20km圏内)	約 11,500	約 11,500	0	—	0	11,363
双葉町 (全域20km圏内)	約 6,900	約 6,900	0	—	0	6,884
浪江町	約 20,900	約 19,600	約 1,000	約 150	約 300	17,793
葛尾村	約 1,500	約 300	約 1,300	約 80	0	1,497
飯館村 (全域20km圏外)	約 6,200	0	約 300	約 140	約 5,900	2,438
いわき市 (全域20km圏外)	約 342,200	0	約 2,200	約 310	約 340,000	3,042
合計	約 532,500	約 78,200	約 62,400	約 32,100	約 391,900	83,004

※1 避難者数には30km圏外から避難している住民、原子力以外での避難も含み得ることに留意

※川俣町は、30km圏外であり、総人口は約15,600人

避難指示及び屋内待避指示の状況



屋内退避区域（20-30km 圏）における生活インフラの回復状況について

平成23年4月15日現在

屋内退避区域（20-30km 圏）での居住に必要な下記の生活インフラの現状について、関係行政機関、事業者、各市町村等に確認した最新の状況は以下のとおり。

- ・ 屋内退避区域に関する主要な生活インフラは、回復しつつある模様。
- ・ 電 気：利用再開する際に必要があれば各戸ごとの求めに応じて点検・対応する体制。
- ・ 郵 便：避難先への転送又は窓口交付で対応。

○ 上水道

屋内退避区域の給水サービスは、水道機能の復旧、民間物流の回復傾向、自衛隊による運送への協力等により、おおむね回復している。

- ・ 水道の回復：南相馬市（被災による居住困難地区を除く）、田村市、飯館村
- ・ 自衛隊の運送協力：葛尾村、浪江町、広野町

○ 下水道

屋内退避区域に残る居住者が生活する地域の下水処理施設は、震災でも機能が損なわれずに稼働中。

○ 電気

屋内退避区域（津波の被害地域を除く）の各戸電柱までの送電は既に措置済み。個々の家屋への通電は要請があり次第作業を実施。

○ ガス

屋内退避区域に残る居住者へのガス供給は継続中。

○ 通信

（NTT 固定電話）屋内退避区域の全域において交換局は復旧済み。

（携帯電話）屋内退避区域の全域においてほぼ復旧済み。

○ 郵便

屋内退避区域に居住する方宛の郵便物等は、希望に応じ避難先等へ転送又は支店の窓口で交付。

屋内退避区域（20 - 30km 圏）内における生活インフラの回復状況

（4 / 15（金）9 : 00 現在）

	現状	回復に至らない理由・対応方法	回復のための課題等	
上水道	<p>【復旧済】 田村市、飯館村</p> <p>【断水中】 南相馬市（*500戸断水） * 津波で住居等が破壊されている地区（鹿島区、原町区の一部）</p> <p>いわき市 *11日(月)の地震で市全体で約4万5千戸が断水中。屋内退避区域内の断水戸数は不明。 屋内退避区域残留者数 300名程度（8日現在）</p> <p>葛尾村（120戸断水） 屋内退避区域 残留者80名（11日現在）</p> <p>浪江町、広野町 屋内退避区域の残留者 浪江町 150名 広野町 107名（11日現在）</p> <p>*川内村に上水道はない。</p>	<p>屋内退避区域のうち津波で破壊された地区以外については水の供給が既に回復。</p> <p>コンビニが圏内 92 店舗（6日18時現在）で営業を既に再開済み。民間物資が既に出回っている模様。</p> <p>取水施設等破損のため復旧作業は困難。居住者が少数で、井戸水の利用もあり、水は入手できている。</p> <p>避難又は屋内退避指示が出された後、被害状況調査を中止。 自衛隊の協力を得て 30km 圏内集配所や各家庭に水を配布。</p>	<p>現在の居住者には対応済み。</p> <p>現在の居住者には対応済み。</p> <p>現在の居住者には対応済み。本格復旧には避難指示解除後に断水原因を調査し対応。</p> <p>現在の居住者には対応済み。 本格的復旧には避難指示解除後に断水原因を調査し対応。</p>	<p>現在の居住者の生活に影響せず。</p>
下水道	<p>20-30km圏の居住者の居住区域に必要な下水処理施設は震災による影響を受けておらず正常稼働中。</p>	<p>震災の影響を受けていない。</p>	<p>現在の居住者の生活に影響せず。</p>	<p>現在の居住者の生活に影響せず。</p>

屋内退避区域（20 - 30km 圏）内における生活インフラの回復状況

（4 / 15（金）9 : 00 現在）

	現状	回復に至らない理由・対応方法	回復のための課題等
通信	<ul style="list-style-type: none"> - NTT 固定電話：屋内退避区域の全域において交換局が復旧済み。 - 携帯電話：屋内退避区域の全域においてほぼ復旧済み。 	<p>固定電話については、利用者宅と交換局間の回線切断等により一部修理が必要な場合がある。</p>	<p>固定電話については、交換局が復旧済み。必要に応じ、要請があれば回線の修理が可能。</p> <p>携帯電話については、ほぼ復旧済み。</p>
電気	<p>津波による被害地域を除き、屋内退避区域内の各家庭への電柱までの送電は復旧済み。</p>	<p>個々の家屋等により復旧作業が必要な場合がある。要請があり次第各家庭に向き復旧工事を実施。作業には線量計を携行。</p>	<p>現在の居住者には対応済み。必要に応じ、要請があれば復旧工事の対応が可能。</p>
都市ガス	<p>屋内退避区域内に残る約1,000戸の居住者に供給が継続されている。</p>	<p>復旧済（供給を継続中）。</p>	<p>現在の居住者には対応済み。</p>
LP ガス	<p>屋内退避区域内の居住者に供給が継続されている。</p>	<p>復旧済（供給を継続中）。</p>	<p>現在の居住者には対応済み。</p>
郵便局	<p>屋内退避区域内への郵便物等は、避難先届の提出や郵便局への連絡により、避難先等へ転送又は支店等の窓口で交付。</p>	<p>屋内退避区域内への配達再開は現状では未定。建物等の被害については復旧済み。</p>	<p>配達時の安全の確保。</p>

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する指示の実績(4月18日 現在)

		出荷制限				採取制限				
		福島県		茨城県		千葉県		福島県		
		全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	
原乳	3/21 (右の地域を除く)	3/21~4/8解除 喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町	3/21~4/16解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(旧都路村の範囲を除く)、白河市、いわき市、国原町、鎌石町、石川町、漆川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、朱鷺町、楨町、大玉村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、敷川村	3/21~ 4/17解除 (左の地域を除く)	3/21~ 北茨城市、高萩市	3/21~ 3/21~ 4/14解除	3/21~ 4/8解除	3/21~ 4/8解除	3/23~	3/23~
		3/21~		3/21~					3/23~	
		3/21~		3/21~					3/23~	
		3/23~							3/23~	
		3/23~							3/23~	
		3/23~							3/23~	
		3/23~							3/23~	
		3/23~							3/23~	
		3/23~							3/23~	
		3/23~							3/23~	
野菜	すべて	結球性葉菜類(キャベツ等)								
		アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)								
		カブ								
		パセリ			3/23 4/17解除				4/4~ 旭市	
		セルリー							4/4~ 旭市	
	しいたけ(露地で原木栽培されたものに限る)		4/13~						4/13~ 飯館村	

3. 原子力被災者生活支援について

原子力災害被災者支援の体制強化について (原子力災害対策本部長決定)

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力災害被災者（以下「被災者」という）の生活支援が喫緊の課題であることにかんがみ、「平成23年（2011年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部」の下に、「原子力被災者生活支援チーム」を設置する。

1 主な任務

ア 被災者の避難・受入れの確保（除染体制の確保を含む）

イ 被災地周辺地域・避難所への物資の輸送、補給

ウ 被災者への被ばくに係る医療等の確保

エ 環境モニタリングと情報提供

などの諸課題について、被災者生活支援特別対策本部と緊密に連携しつつ、関係行政機関、地方自治体、東京電力（株）等関係団体等との調整を行い、総合的かつ迅速に取り組む。

2 構成員

チーム長 海江田経済産業大臣

チーム長代理 福山官房副長官

平野内閣府副大臣

副チーム長 関係省庁副大臣等

事務局長 松下経済産業副大臣

事務局 原子力災害対策本部事務局を拡充

（設置場所は当面経済産業省庁舎内）

3 関係機関との緊密な連携

原子力災害対策本部の初動対応チーム（官邸危機管理センター）、原子力安全委員会及び東北地方太平洋沖地震に係る被災者生活支援特別対策本部（本部長 松本防災担当大臣）との緊密な連携を図る。

原子力被災者生活支援チームと被災者生活支援特別対策本部との連携

原子力被災者生活支援チーム

松下事務局長
平野事務局長

決定

30km圏内に所在する者

30km圏外に所在する者

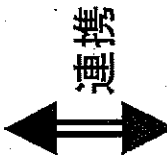
原子力安全情報の伝達

原子力安全情報の伝達

屋内退避者への支援

避難者への支援

圏外への移動



緊急参集チーム
(主宰：危機管理監)

被災者生活支援特別対策本部

原子力被災自治体との連絡通報体制の強化

原子力被災者生活支援チーム

○現地対策本部の体制強化（4/1～）

被災市町村を担当する管理職とリエゾン(連絡員)8名を新たに配置。
リエゾンは被災市町村を直接巡回し、情報提供や支援をきめ細かに実施。

○被災市町村への職員派遣（4/5～）

経済産業省より、意欲ある職員を常駐要員として派遣。

4月5日から第一陣として13市町村(飯館村、いわき市、川俣町、浪江町、
広野町、田村市、富岡町、川内村、南相馬市、葛尾村、楢葉町、大熊町、
双葉町)に26名を派遣。4月18日からの第二陣では29名が派遣される。

市町村

経済産業省より第二陣として13市町村に
29名の常駐職員を派遣

県

福島政府現地
連絡対策室に
2名を派遣

・リエゾンが被災市町村を巡回し、
要望事項等を聴取

・要望事項の
対応状況を報告
・各種情報を提供

現地対策本部

(経済産業副大臣以下約30名の職員が常駐)

被災自治体支援チームを別設し、新たに以下の職員を配置

担当管理職 リエゾン(連絡員) 8名

・要望事項を取りまとめて報告

・要望事項の対応状況を報告
・被災自治体に必要な情報を提供

原子力被災者支援チーム

・要望事項に対する対応を依頼し、
その進捗状況を把握

・実施状況を報告

関係省庁・関係機関

原子力発電所事故による経済被害対応本部の開催について

平成 23 年 4 月 11 日
内閣総理大臣決裁

1. 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による経済被害についての対応の枠組みの検討等を行うため、原子力発電所事故による経済被害対応本部（以下「本部」という。）を開催する。

2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

本部長 原子力経済被害担当大臣

副本部長 内閣官房長官

財務大臣

文部科学大臣

経済産業大臣

本部員 総務大臣、法務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（金融）、国家戦略担当大臣、本部長が指名する内閣官房副長官

事務局長 本部長が指名する副大臣

事務局長代理 本部長が指名する内閣官房副長官及び内閣総理大臣補佐官

3. 本部の庶務は、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。